

共通課題

1 人口減少への対策

(1) 人口減少時代の到来

我が国の総人口は、戦後から増加を続けてきたが、平成 22 年の国勢調査人口は 1 億 2,805.8 万人（10 月 1 日現在）となり、平成 17 年の同人口 1 億 2,776.8 万人と比べ、ほぼ横ばい（年平均 0.05% 増、平成 17 年から 0.2% 増）となり、調査開始以来最低の人口増加率となった。人口動向の基調となる自然増減は漸減していることから、本格的な人口減少社会を迎えつつある。

富山県の総人口は、昭和 25 年の国勢調査で 100 万人台に達して以来、緩やかに増加を続けてきたが、平成 11 年の推計人口（1,125,177 人）で出生数が死亡者数を初めて下回り、総人口は減少に転じた。以降、平成 22 年の国勢調査人口は 1,093,247 人（平成 17 年同 1,111,729 人）で人口は減少し続けている。

一方、本市の総人口* は、昭和 22 年の国勢調査で 8 万人、昭和 53 年の人口統計調査で 9 万人に達するなど、緩やかな増加基調であったが、平成 22 年の国勢調査人口は、93,588 人となり、平成 17 年の同人口 94,209 人と比べ 621 人、0.7% の減となっている。

* 本市の総人口

合併前の新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の人口を合算して算出

(2) 今後の人口の見通し（推計人口）について

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の中位推計* 結果によると、我が国の総人口は、平成 22 年（1 億 2805.8 万人）以降長期の人口減少過程に入り、平成 42 年には 1 億 1,662 万人、平成 60 年には 1 億人を割って 9,913 万人となり、平成 72 年には 8,674 万人になるものと予測されている。

また、同研究所「日本の地区別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、富山県の総人口は、一貫して減少し続け、平成 37 年頃には 100 万人を割り込み、平成 42 年には 95 万人、平成 47 年には 90 万人を割ると予測されている。

本市の総人口は、平成 32 年頃には、9 万人、平成 47 年には 8 万人を割り、平成 52 年には平成 22 年の約 80% の水準に当たる 75,626 人になると予測されている。

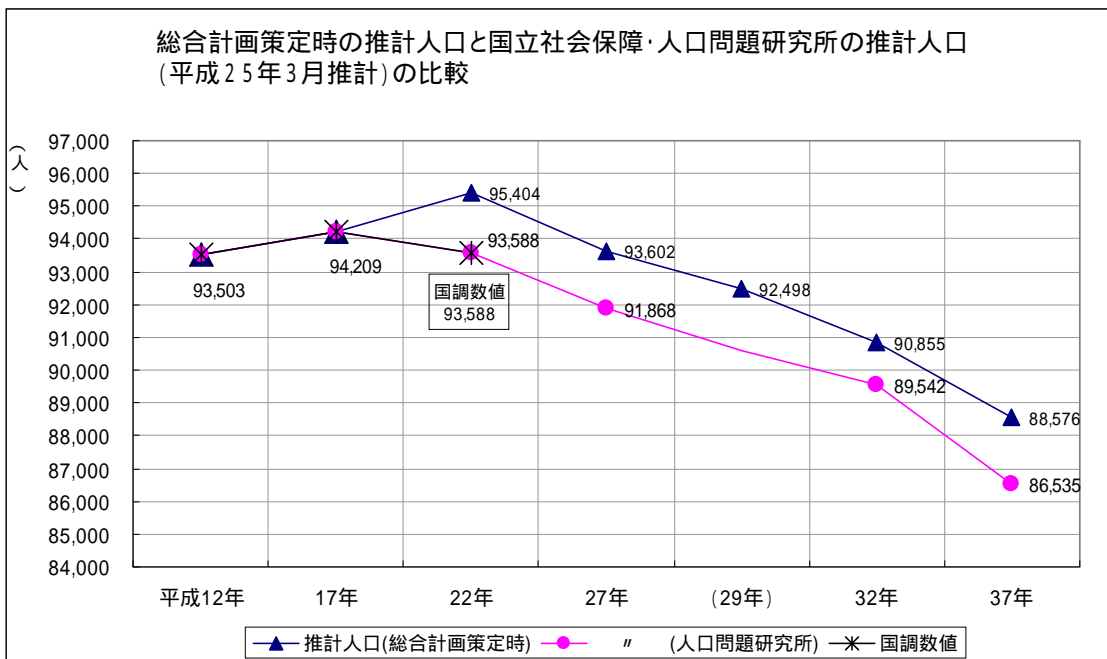
* 中位推計

将来人口を推計するに当たり、不確定要素が大きい出生率の推移について 3 つの仮定（中位、高位、低位）を設けたもの。中位推計における合計特殊出生率は、平成 22 年（1.39）から平成 26 年まで、平成 24 年（1.37）を除き、概ね 1.39 で推移し、その

後平成 36 年 (1.33) に至るまで緩やかに低下し、以降やや上昇して平成 42 年 (1.34) を経て、平成 72 年 (1.35) へと推移すると仮定している。なお、低位推計 (最終的に出生率が 1.12 まで低下) による推計人口は、平成 56 年には 1 億人を割り、平成 72 年には 7,997 万人になると予測されている。

(3) 総合計画策定時との総人口 (推計) の比較

平成 22 年の国勢調査人口 (93,588 人) は、総合計画策定時における平成 22 年の推計人口 (95,404 人) と比べ 1,816 人の減となっている。また、下表に示すとおり、前述した国立社会保障・人口問題研究所の推計人口 (平成 25 年 3 月推計) は、計画策定時の推計人口を下回っており、平成 37 年では、2,041 人の減となっている。



資料 国立社会保障・人口問題研究

(4) 人口増加に向けた本市の取組の視点

我が国の出生率は、昭和 50 年代半ばから約 30 年間にわたって、人口を一定の規模で保持する水準 (人口置換水準、合計特殊出生率で 2.07 前後の水準) を大きく割り込んでおり、人口減少という状況は避けることができない。前述のとおり、我が国及び富山県は既に人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加のすう勢は終焉したと考えられる。

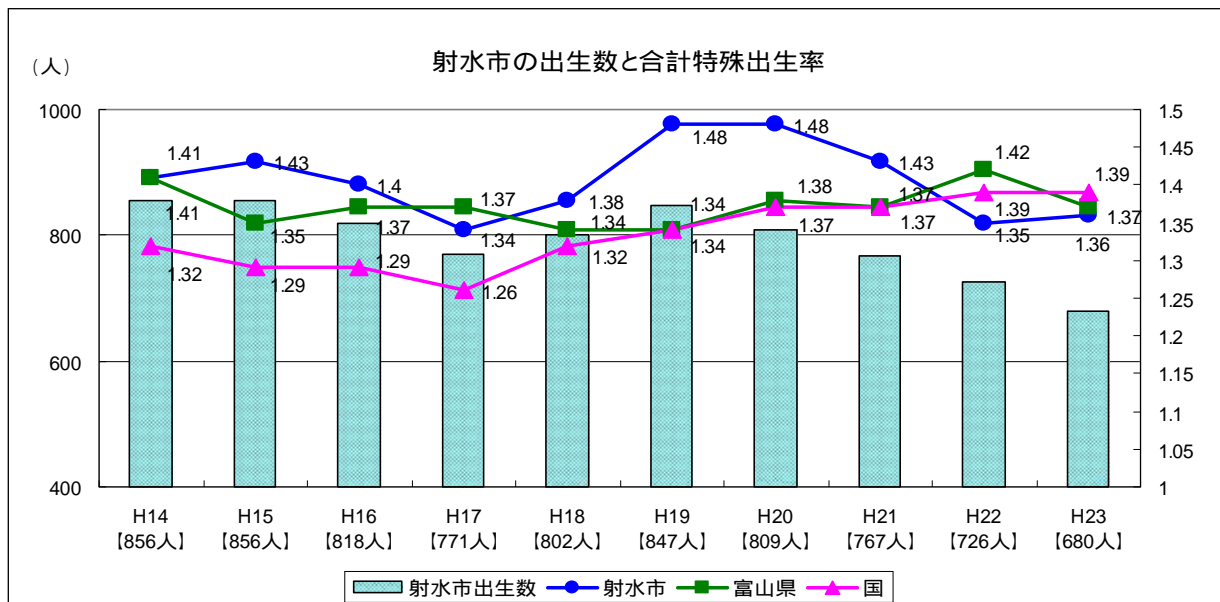
こうした情勢の中、本市は、富山県のほぼ中央に位置し、富山市及び高岡市に接する地理的優位性等の地域特性を生かしながら、定住化に向けた施策や子育て支援・少子化対策といった人口増対策に取り組んできている。しかし、本市の平成 22 年の国勢調査人口は平成 17 年同人口を下回った状況にある。人口を考える場合、自然動態 (出生数 死亡者数) と社会動態 (転入者数 転出者数) の 2 つの視点があるが、今後、本市の人口を維持・増加していくためには、これら 2 つの視点から取り組むべき課題を見つけ、本市の持つ様々な地域特性を最大限に発揮しながら、市民・事業者・行政が一体となった有効な施策の実施が求められる。

2 少子化への対応

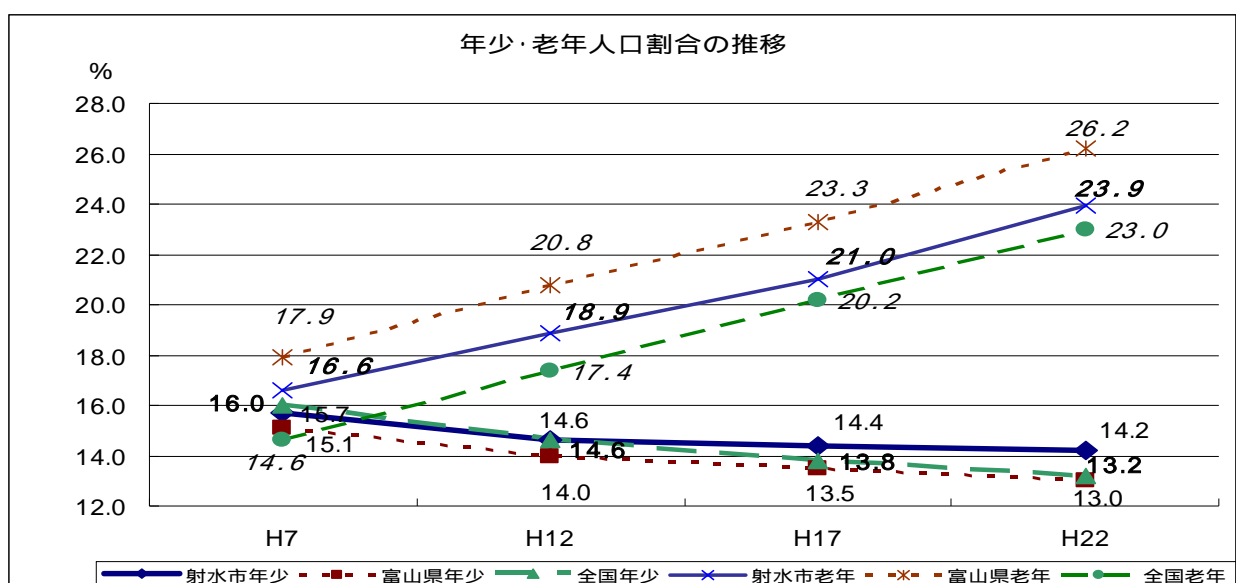
(1) 少子化の状況

我が国の子どもの数は、第2次ベビーブーム以降ほぼ一貫して減少し続けており、平成17年には、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均）1.26と過去最低を記録した。平成23年の出生数は1,050,806人、合計特殊出生率は1.39となっている。

本市においても、平成20年まではおおむね800人以上の出生数であったが、その後は800人を割り込み、平成23年は680人と減少している。合計特殊出生率は1.36（全国1.39、県1.37）15歳未満の年少人口割合は14.2%（全国13.2%、県13.0%）となっており、いずれも減少している。



(資料：人口動態統計、射水市の合計特殊出生率については健康推進課独自集計)

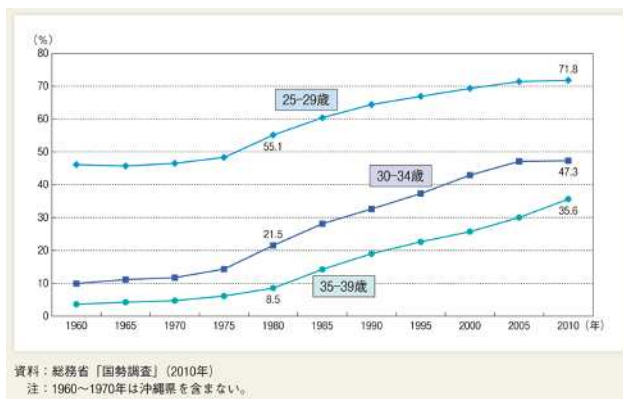


(資料：国勢調査)

(2) 少子化の社会的背景

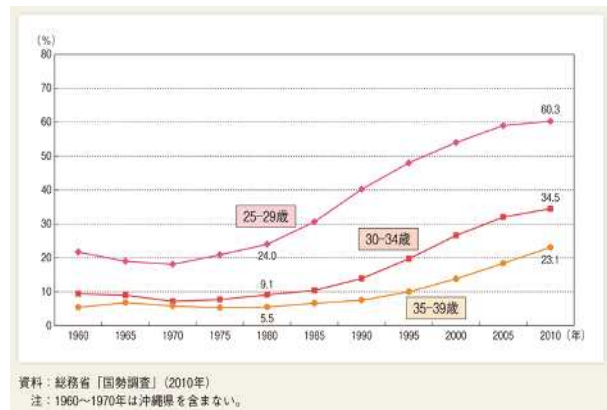
核家族化・都市化の進展や女性の社会進出等によって個人の価値観・ライフスタイルは多様化してきており、これらのことを背景として、男女ともに未婚化・晩婚化が進行している。また、平均初婚年齢も上昇を続けており、それに伴って晩産化の傾向がみられる。

年齢別未婚率の推移（男性）



(平成24年版子ども・子育て白書より)

年齢別未婚率の推移（女性）



(3) 少子化社会対策の動き

我が国において、「少子化」を問題として認識し、対策に取り組み始めたのは、平成元年の「1.57 ショック（ひのえうまの年の出生率 1.58 を下回った。）」以降のことである。この「1.57 ショック」を契機に、子育てと仕事の両立支援等、子どもを生き育てやすい環境づくりに向け「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」に基づき、対策が講じられてきたが、依然として少子化に歯止めがかからなかった。平成15年には地方公共団体や事業者が次世代育成支援のための行動計画を策定・実施すること等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定された。

本市においては、平成17年度に策定した「射水市次世代育成支援行動計画」や、平成19年に制定した「射水市子ども条例」の理念に基づき、子どもを生き育てやすいまち、子どもが一人の人間として尊重され健やかに育つまちづくりを目指して社会全体で取り組んでいる。

子ども医療費助成の中学校3年生までの拡大や第3子以降保育料の無料化、様々なニーズに応じた保育サービスの実施、放課後児童クラブの拡充といった福祉、保健サービスを始め、子どもの学び・育ちを支えるための学校教育の充実、子どもに関する相談体制の整備など積極的に取り組んできた。

また、平成24年8月に、税と社会保障の一体改革に対応した子ども・子育て支援法が制定され、幼児期における教育・保育・地域の子育て支援サービスを総合的に実施していくための市町村計画を新たに策定する予定である。

3 超高齢社会への対応

(1) 超高齢社会の状況

我が国の65歳以上人口(平成22年10月1日現在、国勢調査)は過去最高の2,925万人となり、平成17年と比べて、357万人増加した。総人口に占める割合(高齢化率)は、20.2%から23.0%と上昇している。我が国は、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進行しているが、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となり、少子化とも相まって、進行はますます加速していくと見込まれている。

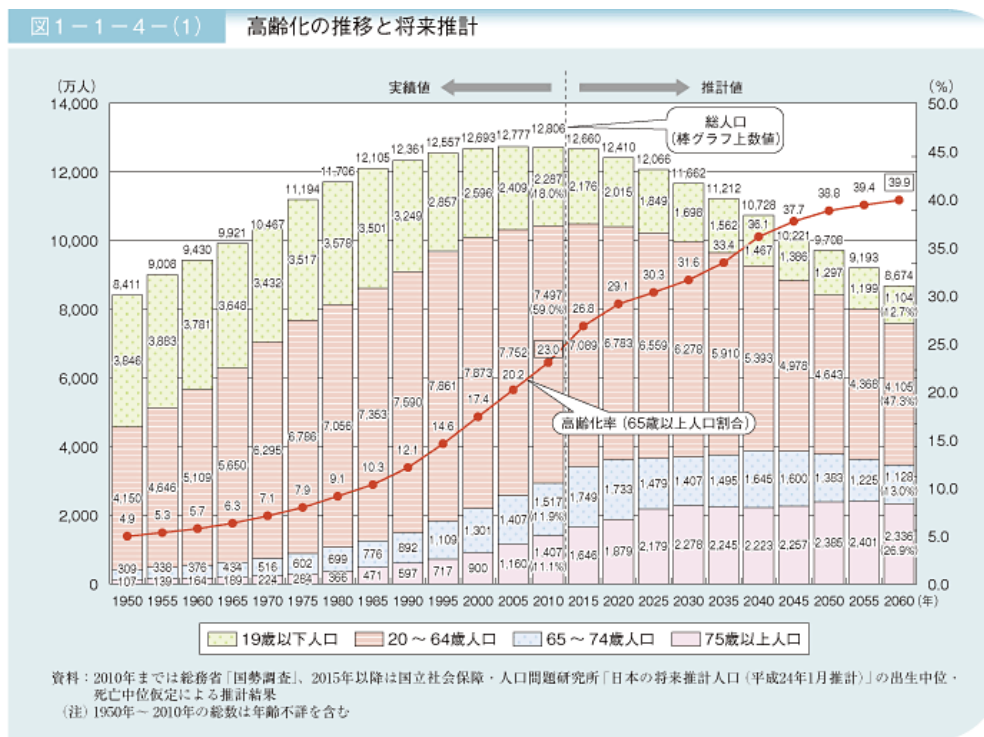
65歳以上人口のうち75歳以上の後期高齢者人口は1,407万人(11.1%)となっており、総人口の1割を超えた。

本市において65歳以上人口は22,399人(うち後期高齢者人口11,035人)で、高齢化率は23.9%(後期高齢11.8%)であり、県平均ほどではないものの、全国平均を若干上回るスピードで高齢化が進行している。

(単位：全国...万人、県・市...人、%)

	総人口	65歳以上					
		人口	(割合)	前期高齢者人口	(割合)	後期高齢者人口	(割合)
全国	12,806	2,925	(23.0)	1,517	(11.8)	1,407	(11.1)
富山県	1,093,247	285,102	(26.2)	138,119	(12.6)	146,983	(13.5)
射水市	93,588	22,399	(23.9)	11,364	(12.1)	11,035	(11.8)

(資料：平成22年国勢調査)



(資料：平成24年版高齢社会白書より)

(2) 超高齢社会対策の動き

戦後、生活環境や食生活の改善などにより、平均寿命が大幅に伸びた。また、少子化による若年人口の減少により、我が国は世界のどの国も経験したことの無い高齢社会を迎えている。

高齢人口の増加により、年金や医療費などの社会保障費も大幅に増加している。

あわせて、要介護者の増加や介護期間の長期化、核家族化の進行により、社会全体で高齢者を支える介護保険制度が平成 12 年からスタートした。

現在、税と社会保障の一体改革により、医療、介護、年金、子育てなど全世代が安心して生活することができるような取組を進めている。

本市においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「高齢者が笑顔あふれる健やかでいきいきとしたまち射水」を基本理念に、高齢者が安心して生活する施策の充実を図っている。また、「射水市健康増進プラン」を策定し、高齢期を元気でいきいきと暮らすことができるよう、「パワーアップ貯筋教室」など健康づくりに取り組んでいる。

4 防災・危機管理への対応

(1) 近年の状況 国、富山県、射水市の状況

比較的災害が少なく安全な県というイメージの富山県であるが、ここ数年は能登半島地震、寄り回り波、局地的大雨などによる災害が発生し、防災対策の重要性と災害に対する備えの必要性が改めて認識されている。

さらに平成23年3月の東日本大震災では、地震もさることながら、巨大津波が発生し、多くの人命が失われるなどの大きな被害をもたらし、これまでの想定を遥かに超える自然の驚異は、防災に対する対策や備えを根底から覆す災害であった。また、原子力発電所についても安全神話が崩壊し、原子力災害に対する防災指針の見直しが求められている。

これを受け国では、地震、津波、原子力災害対策の根幹をなす「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の見直し、県においては「呉羽山断層帯被害想定」及び「津波シミュレーション調査」の結果を踏まえた「県地域防災計画」の見直しが行われた。

射水市においても、国・県の動きに併せ、市地域防災計画に『減災』に向けた重要施策及び目標の設定を明記するなどの見直しを行い、防災対策を本市の最重要課題のひとつと位置付け、各種対策を強化している。

(2) 『減災』を重視した防災体制強化の動き

市では、消防力、防災体制の強化を図るとともに、防災関係機関との連携を密にして災害応急体制の徹底を図っている。また、災害の未然防止と、災害発生時にも被害を最小限に食い止める強いまちづくりには、個人、地域の防災意識が重要であることから、津波ハザードマップを作成し、地震や津波発生時の行動や日ごろからの災害への備えについて意識啓発を図っているところである。

また、公共施設の耐震化や津波対策としての屋外避難階段、屋上手摺りの設置などのハード対策のほか、市政出前講座や防災講演会などを通しての自主防災組織の育成強化や県の地域防災力を活用した計画的な防災士の育成など地域における防災力向上を目指したソフト対策にも取り組んでいる。

(3) 新たな危機への対応

私たちの周りで発生する災害や危機は、地震や風水害などの自然災害に留まらず、都市の発達や時代の変化とともにその内容は複雑多岐に及んでいる。その範囲は、大規模テロや原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など、社会的・人為的・広域的で多岐な事象にわたり、自治体には一層の対応力の強化・充実、総合的な危機管理体制の整備・充実が求められており、射水市でも平成24年度に射水市危機管理指針を策定し、一層の体制整備を図っている。

5 環境課題への対応

(1) 環境と社会経済の状況

新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の喪失等の世界規模の環境問題が深刻化している。国内においても温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、様々な環境問題に取り組むことが求められている。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災は、多くの死亡・行方不明者の発生、住宅・工場の被災やインフラの破壊による経済活動の停滞を引き起こした。この震災に伴う原子力発電所事故を受けて、原子力発電への依存度に関する議論が進む中で、電力の安定供給、費用についての課題が生じている。原子力のリスク管理のあり方とともに、エネルギー政策と地球温暖化対策を一体的に見直す必要がある。

さらに、原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染は、これまで我が国が経験したことの無い、最も深刻な環境問題となっており、放射性物質により汚染された廃棄物の処理や土壌等の除染等の対応が喫緊の課題となっている。

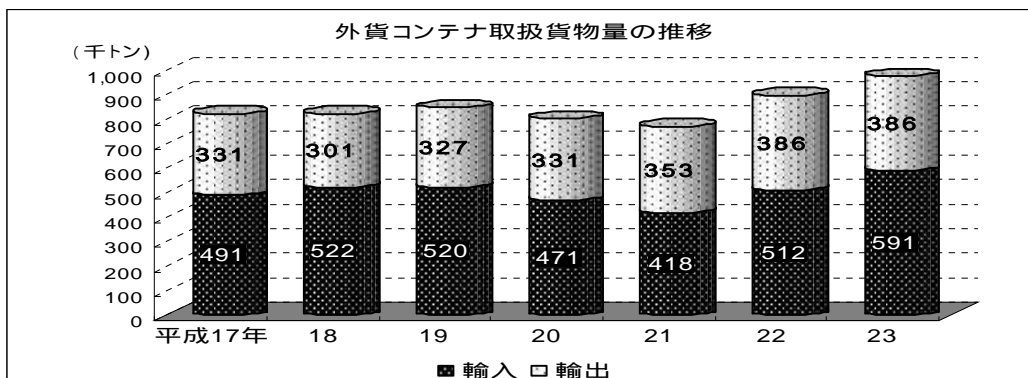
本市においては、これまで、バイオマスタウン構想に基づき各種事業を推進しているほか、射水環境チャレンジ 10 事業の実施、住宅用太陽光発電システムの設置補助や学校改修時における太陽光発電システムの設置などの環境施策に取り組んでいる。

6 国際化への対応

(1) 環日本海交流の発展

近年、中国をはじめとする東アジア諸国は急速な経済発展を遂げており、それに伴い、国際拠点港湾伏木富山港の外貿コンテナ取扱貨物量は増加している。

本市としては、平成 23 年 11 月に「総合的拠点港」に選定された伏木富山港新湊地区（富山新港）の優れたポテンシャルを生かした産業の振興を図るとともに、対岸諸国との環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う地域として、国際化に対応したまちづくりの推進が求められている。



資料：富山新港管理局

(2) 地域の国際化の推進に向けて

環日本海交流も含めた国外との交流を推進していくためには、地域の環境整備とともに、国際理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を身に付けた国際感覚豊かな担い手となる人材を育成することが求められている。

本市では、児童期からの国際理解・外国語教育の推進に向けて、国際交流員（CIR）による学校訪問や外国語指導助手（ALT）の学校配置等、国際交流、地域の国際化の充実を図っている。

また、市内の高等学校や高等専門学校、そして商工会議所、青年会議所においてこれまで進められてきた姉妹交流等、国際交流の輪は着実に広がりつつある。

(3) グローバル化の進展と在住外国人の増加

情報通信技術の発達、交通・輸送手段の広域化、高速化の進展により、人・物・情報の往来は飛躍的に拡大している。

平成 23 年末における我が国の外国人登録者数は 2,078,508 人（総人口の 1.63%）、富山県では 13,718 人（1.26%）、本市では 1,831 人（1.91%）であり、近年は増加傾向にある。また、身近なコミュニティに住む外国人が増加した結果、外国人の日本語能力の不足、生活習慣・文化や価値観の違いに起因する互いの理解不足も少なからず生じている。

今後のグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、在住外国人は増加するものと予想されることから、地域における外国人住民との共生が大きな課題となってきている。

7 新たな社会基盤整備への対応

(1) 北陸新幹線の開業

北陸新幹線は、東京を起点として長野、上越、富山、金沢、福井等の主要都市を経由し、新大阪に至る延長約700kmの路線で、このうち高崎・長野間は、平成9年10月から営業運転されており、金沢までは平成26年度末での開業が予定されている。なお、県内の新幹線駅は、富山駅、新高岡駅、黒部宇奈月温泉駅となっている。

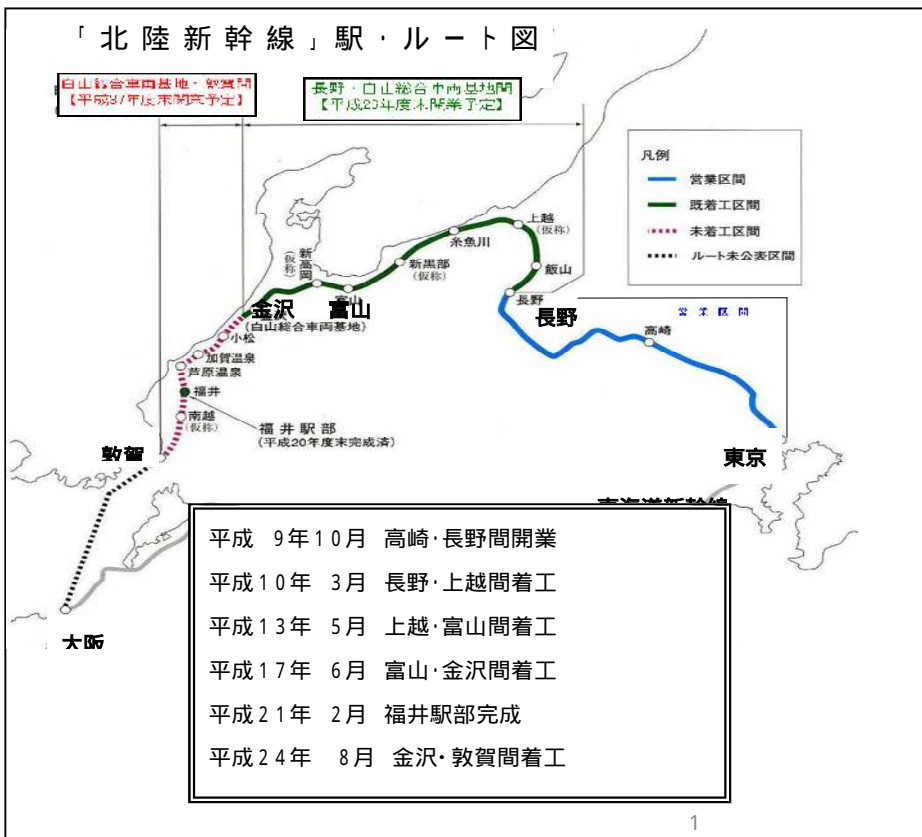
北陸新幹線が開業すれば、富山から東京までの所要時間の大幅な短縮や年間輸送能力(座席数)の大幅な増加などというプラス効果が見込まれるが、一方では、人や消費の県外流出、大企業の支店・営業所の統廃合や格下げといった、いわゆる「ストローク現象^{*}」によるマイナス効果も懸念されている。

こうした状況を踏まえ、県においては、観光・産業・交通など様々な分野で、新幹線の開業効果を最大限に生かすための取組を行っている。

また、北陸新幹線の富山県内区間の開業に伴い西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される並行在来線については、市民の通勤・通学の足となる重要な公共交通機関であることから、富山県並行在来線利用促進協議会(県、県内市町村及び経済団体で構成)において、運営の在り方について幅広い見地から検討されている。

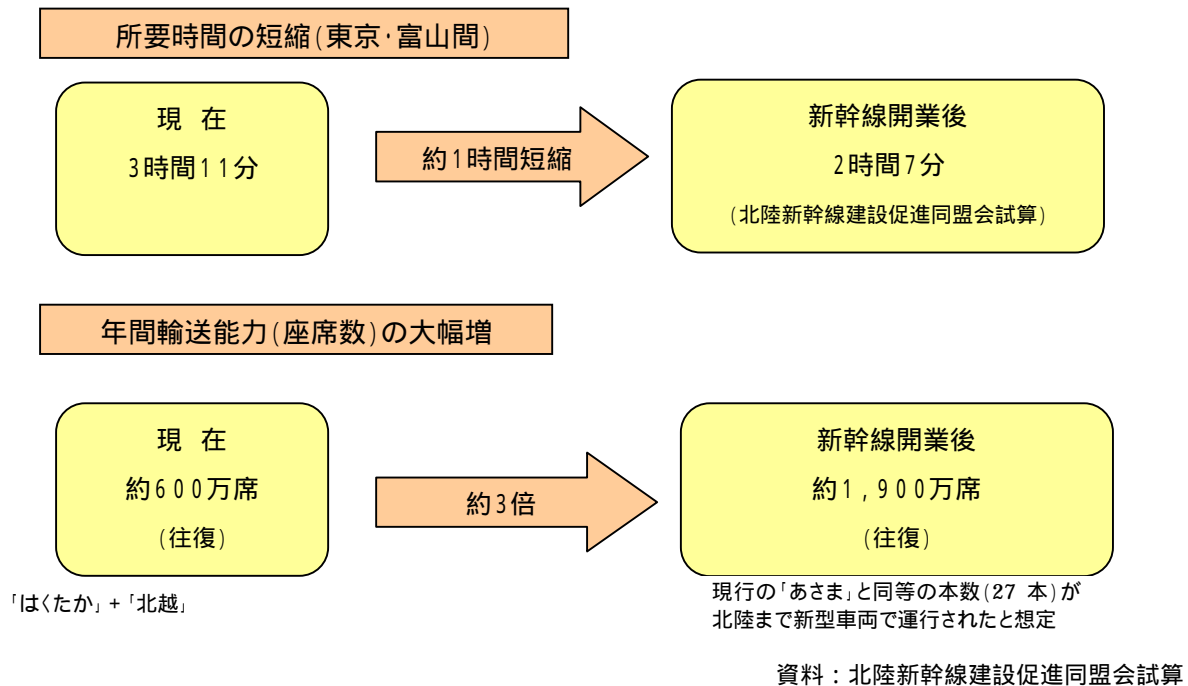
* ストローク現象

高速交通ネットワークを整備した結果、経路上の大都市に購買活動や産業が吸い上げられ、結果的に地方の中小都市が衰退してしまう現象



資料:富山県知事政策局

北陸新幹線が開業すれば



(2) 新湊大橋の開通

「新湊大橋」を含む「臨港道路富山新港東西線」は、富山新港の東西両埋立地を結ぶ、上層は車道、下層部は自転車歩行者道(あいの風プロムナード)の2層構造を持つ日本海側最大級の複合斜張橋であり、平成24年9月に開通した。

「新湊大橋」は、コンテナ貨物を中心とする物流の円滑化及び効率化による伏木富山港の機能強化、新湊地区沿岸部の一体的な発展促進、観光資源としての役割等、環日本海交流の要衝として、本市及び富山県の発展に大きく貢献するものと期待されている。

(3) 新たな社会基盤整備を活かす取組

前述した北陸新幹線の開業や新湊大橋の開通、また伏木富山港(新湊地区)の総合的拠点港としての選定などにより、物流や交流人口の増加が見込まれる。

こうした新たな社会資本整備の効果が、本市の発展につながるよう、本市の魅力ある様々な地域資源の県内外への発信、地理的優位性を生かした企業誘致、市内公共交通機関の利便性の向上など、産業・観光・まちづくりなどあらゆる分野において地域活性化に向けた戦略的な取組が求められている。

8 価値観の多様化への対応

(1) 社会環境の変化に伴う価値観の変化・多様化

少子高齢化（人口減少）や未婚化・晩婚化の進展、経済格差の拡大などといった社会環境の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルはますます多様化している。

加えて、ICT技術の進歩やグローバル化の進展により、国内外を問わず広く情報を入手し、交流を図ることが可能であり、様々な人々の価値観に触れる機会も増大している。

また、人口の流動化や核家族化の進展等によって、人間関係や地域社会への関心の希薄化、コミュニティの弱体化に伴う社会的孤立が大きな課題となっているが、一方では、東日本大震災を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの大切さが再認識されており、身近な地域社会での活動を通して、自らが主体的にまちづくりに関わっていこうとする意識も広がりつつある。

(2) 価値観の多様化した社会への対応

市民の価値観の多様化により、行政に対するニーズも複雑多様化・高度化している。このことから、個人の価値観やライフスタイルを尊重した社会の形成が求められており、このようなニーズに的確かつ迅速に対応するための体制づくりが重要となっている。

また、地方分権が進展し、限られた財源や人的資源で多様な地域課題を解決していくため、住民と行政との協働によるまちづくり、自主性・自立性の高い行政運営等が推進されている。

(3) 幸福度

社会の成熟化に伴い、「物質的な豊かさ」よりも精神的な安らぎや潤いのある生活などといった「心の豊かさ」を重視する傾向が強くなっている。

近年では、「幸福度」という指標が注目されており、内閣府において幸福度の指標化に向けた研究が進められている。

人々の価値観やライフスタイルはますます多様化しており、「幸福」の感じ方や捉え方も大きく変化している。

このことから、一人ひとりが多様な価値観に基づき、心豊かに生活するための環境整備と支援体制の充実を図っていくことが重要となっている。

9 情報化進展への対応

(1) ICT利活用の推進

国のIT戦略により、インターネットを中心とする情報通信技術（ICT）は急速に発展しており、防災、医療、福祉、産業、教育、行政手続きなど様々な分野において、その果たす役割が大きくなっている。また、各自治体が個別に導入運用している情報システムを複数の自治体間で共同利用する「自治体クラウド」の導入が全国的に進められており、システム関連経費の削減や業務の効率化を図ることが求められている。

さらに、平成27年度からマイナンバー法が施行されることから、行政が保有する個人の情報を相互に活用することにより行政手続きの簡素化や行政事務の効率化が図られることとなる。今まで以上の社会保障サービス等の向上を目指すため、市民が利用しやすく効率的なシステムの構築が必要である。

一方、ICTが日常生活・企業活動に広く普及浸透し、利活用が進むにつれて、プライバシーや情報セキュリティ等の不安が意識されるようになっている。ICTの弊害とも言えるこれらの問題に対しては、情報教育の推進やセキュリティ意識の向上等、包括的な利用環境の整備が必要である。

* ICT

Information&Communications Technology の略。ICT と IT は基本的には類似した意味であるが、国際機関を含めて世界の大半の国では「ICT」という表現が広く定着している。

10 健全で効率的な行財政運営と地方分権社会への対応

(1) 財政面における課題

我が国の財政状況は、人口減少や長引く景気の低迷等を受け税収が減少する一方、高齢化の進展に伴い、年金や医療、介護といった、いわゆる社会保障関係経費が我が国経済の伸びを上回って増加し、その結果、国の一般会計予算の約半分を公債金が占めるなど、厳しい状況にある。なお、社会保障における安定財源確保のための税制の抜本的な改革の一環として、消費税の増税が予定されている。

本市の財政状況については、合併以降、新たな行政需要に対応するため、基金の取り崩しを行うなど厳しい状況にあったが、定員適正化計画に基づく人件費の抑制や市単独補助金・事務事業の見直しをはじめとする行財政改革の推進、さらには普通交付税の合併算定替や合併特例債の活用といった 合併自治体のみ認められる特例措置の影響により、各種財政指標は、いずれも健全とされる範囲で推移している。

しかしながら、こうした合併による特例措置が近く終了年限を迎える（合併算定替平成27年度まで。合併特例債の発行 平成32年度まで。）ことから、今後、本市の財政状況は、厳しさを増すものと想定される。

今後、歳入の大幅な減少が見込まれる中で、本市が引き続き健全財政を堅持していくためには、公共施設の統廃合や事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を断行するなど、引き続き歳出規模の一層のスリム化を図るとともに、後年度の公債費負担軽減に向けた市債の繰上償還や、将来に備え基金の積み増しを行うなど、将来にわたる健全財政の堅持に向けた取組を着実に進めることが重要である。

(2) 地方分権の進展

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務の廃止や地方自治体の権限を大幅に拡大するなどの改革が行われ、これにより、国と地方は上下主従の関係から対等協力関係へと変わった。

平成15年6月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定し、国庫補助負担金改革、地方交付税改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの3つの改革、いわゆる「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革を行うこととなった。

また、平成23年には、地方主権改革関連3法が公布され、義務付け・枠付けの見直しや国と地方の協議の場が法制化されるなど地方分権は着実に進展している。

こうした状況からも、基礎自治体である市町村には、様々な権限が国や県から移譲され、政策の自己決定権が拡大し、自らの権限と責任のもとに、地域の実情やニーズを踏まえた個性豊かなまちづくりを進める必要性が高まっている。

このため、まちづくりの進め方もこれまでの行政主導による手法ではなく、市民と行政が一体となり、目的を共有しながらそれぞれの役割を分担して取り組む「協働のまちづくり」を一層推進していく必要がある。